

平成27年度 業務実績報告書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

地方独立行政法人広島市立病院機構

目次

第1 「広島市立病院機構の概要」

1 現況

- (1) 法人名 1
 - (2) 本部の所在地 1
 - (3) 設立年月日 1
 - (4) 役員の状況 1
 - (5) 設置・運営する病院・施設の概要 2
 - (6) 職員数 2
- 2 広島市立病院機構の基本的な目標 2

第2 「全体的な状況」

1 総括 3

2 大項目ごとの特記事項

- (1) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成
するためとるべき措置 4
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 7
- (3) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 9
- (4) その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置 9

第3 「項目別評価」

1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成す るためとるべき措置

- (1) 市立病院として担うべき医療 10
- (2) 医療の質の向上 36
- (3) 患者の視点に立った医療の提供 50
- (4) 地域の医療機関等との連携 59
- (5) 市立病院間の連携の強化 66
- (6) 保健医療福祉行政への協力 69

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 業務運営体制の確立 70
- (2) 人材の確保、育成 72
- (3) 弾力的な予算の執行、組織の見直し 84
- (4) 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり 87
- (5) 外部評価等の活用 91

3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 経営の安定化の推進 92

4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

- (1) 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充 99

第1 「広島市立病院機構の概要」

1 現況（平成27年4月1日現在）

(1) 法人名

地方独立行政法人広島市立病院機構

(2) 本部の所在地

広島市中区中町8番18号（広島クリスタルプラザ内）

(3) 設立年月日

平成26年4月1日

(4) 役員の状況

役 職		氏 名	役 職 等
理 事 長	常 勤	影 本 正 之	
副 理 事 長	常 勤	山 本 正 己	本部事務局長
理 事	常 勤	荒 木 康 之	広島市民病院長
理 事	常 勤	多 幾 山 涉	安佐市民病院長
理 事	常 勤	柳 田 実 郎	舟入市民病院長
理 事	常 勤	郡 山 達 男	リハビリテーション病院長
理 事	非 常 勤	相 田 俊 夫	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 副理事長
理 事	非 常 勤	森 信 秀 樹	広島経済同友会 代表幹事
監 事	非 常 勤	小 山 雅 男	弁護士
監 事	非 常 勤	木 村 構 臣	公認会計士

(5) 設置・運営する病院・施設の概要

ア 病院

病院名	所在地	病床数
広島市民病院	広島市中区基町7番33号	一般病床：715床 精神病床：28床
安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号	一般病床：527床
舟入市民病院	広島市中区舟入幸町14番11号	一般病床：140床 感染症病床：16床
リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	一般病床：100床

イ 施設

施設名	所在地	病床数
自立訓練施設	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	自立訓練：定員60人 短期入所支援：定員5人

(6) 職員数

区分	職員数
広島市民病院	1,587人
安佐市民病院	1,011人
舟入市民病院	247人
リハビリテーション病院・自立訓練施設	216人
本部事務局	34人
合計	3,095人

2 広島市立病院機構の基本的な目標

広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院、リハビリテーション病院・自立訓練施設では、救急医療や周産期医療、小児医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療、さらには感染症医療やリハビリテーション医療を、それぞれの病院の特徴を生かし、積極的に提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化に努め、地域医療を支えている。

引き続き、救急医療等広島市の医療施策上必要とされる医療の提供に取り組むとともに、病院の医療水準の維持、向上を図り、より一層高いレベルの医療を提供するな

ど、地域における中核病院としての役割を積極的に果たしていくことが求められている。

広島市立病院機構は、そうした要請に応えるとともに、自律性、機動性、透明性という地方独立行政法人制度の特長を最大限に生かしながら、高度で先進的な医療の提供、医療に関する調査・研究、地域の医療機関等と連携した地域医療の支援等を行い、市民の健康の維持及び増進に寄与することを基本的な目標とする。

第2「全体的な状況」

1 総括

地方独立行政法人化2年目となる平成27年度は、独立した法人として、より自律的かつ弾力的な病院経営が実現できる法人制度の特長を最大限に活かして、引き続き本法人の目標とする「市民に信頼され満足される質の高い医療の継続的、安定的な提供」を念頭に、さらなる「医療機能の拡充」、「運営体制の強化」、「安定した経営の維持」に向けて次のことに取り組んだ。

- ① 理事会における幅広い専門的な意見を反映しながら、法人の経営方針や各種施策の実施、規程の制定、改正等について審議を行うことにより、法人の意思決定を慎重かつ適切に行い円滑な病院運営に努めた。
- ② 地域の医療機関との役割分担・連携のもと、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、リハビリテーション医療、災害時の医療を提供した。
- ③ 医療の質の向上については、医療需要の変化、医療の高度化に的確に対応した医療が提供できるよう、医療スタッフの知識の習得や技術の向上、医療機器の整備・更新等の推進、医療スタッフが診療科や職種を超えて連携するチーム医療の推進などにより医療サービスの向上に努めた。
- ④ 業務運営体制の改善については、職員の定数管理や採用、雇用形態等について、地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師、看護師などの医療職の増員、嘱託・臨時職員の正規職員化や事務室に病院経営に精通した職員を採用するなど強化に取り組んだ。
- ⑤ 財務面においては、計画では、安佐市民病院建替えに伴う基本計画に係る委託料0.2億円を当初の計画を変更し増額したことにより、▲0.1億円の赤字を見込んでいたが、計画に比べ、収入の8.2億円の増に対し、支出は13.8億円の増となったことから、▲5.8億円の赤字が生じた。

2 大項目ごとの特記事項

- (1) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 市立病院として担うべき医療

(広島市民病院)

総合的で高水準な診療機能を有する広島市の中核病院として、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療を積極的に提供した。

救急医療については、医師、薬剤師、看護師等の増員を行い救急患者の受入体制の強化を図り、救急医療コントロール機能病院としての運営体制を強化し、一次から三次までの救急医療を24時間365日体制で提供した。

がん診療については、診療放射線技師を増員し、放射線科の診療体制の強化を図るとともに、放射線科を放射線診断科と放射線技術部に再編した。また、がん診療相談室の事務員を増員し、相談機能の充実・強化を行った。

周産期医療については、NICU（新生児集中治療室）9床とGCU（新生児治療回復室）24床で運営し、GCUについては、看護師を常時6：1配置として、患者の受入体制を強化した。

災害医療については、災害拠点病院として災害発生時にDMATチームや医療救護班を迅速に派遣できるよう準備した。また、広島県看護協会主催の講習を受講させ、災害支援ナースの登録を行った。

手術室については、平成27年4月から心臓・大血管低侵襲治療部を新設し、手術体制を整備した。また、平成27年11月にTAVI（経カテーテル的大動脈弁置換術）実施施設の認定を受けるとともに運用を開始した。

CEセンターの運営については、ハイブリッド手術に対応するため、臨床工学技士を増員し、当直体制を整備して24時間対応とした。

(安佐市民病院)

広島市の北部だけでなく、市域、県域を越えた北部地域の総合的で高水準な診療機能を有する中核病院として、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療を積極的に提供した。

救急医療については、引き続き日勤及び当直時間帯の医師を確保し、救急患者の受入体制を維持した。また、安佐医師会可部夜間急病センターと連携して一次救急医療を適切に運営するとともに、北部地域における実質的な三次救急医療を24時間365日体制で提供した。

がん診療については、放射線科を放射線診断科と放射線技術部に再編するとともに、放射線治療計画用X線CT装置（CTシュミレーター）をより高性能なも

のに更新し、計画精度の向上と治療患者の精神的、肉体的ストレスの軽減を図った。また、在宅緩和ケアを行っている患者の緊急時の後方支援として、緩和ケア緊急病床の運用を開始し、平成28年1月に緩和ケア専従医師を配置して、緩和ケアチームの活動の充実を図った。

災害医療については、災害拠点病院として災害発生時にDMATチームや医療救護班を迅速に派遣できるよう準備し、平成28年3月の八本松トンネル火災の際、県からの要請に基づきDMATチームを派遣した。また、広島県看護協会主催の講習を受講させ、災害支援ナースの登録を行った。

へき地医療については、へき地診療所等への医師派遣や、北部地域の医療従事者に対する研修などを行った。

低侵襲手術等の拡充については、内視鏡下手術用ロボット「ダヴィンチ」を平成27年12月に導入した。また、繊細な脊髄や神経根を扱う脊椎脊髄手術は、ほぼ全てについて、肉眼や内視鏡下より確実な手術が可能な顕微鏡下で行っており、平成27年度の実施件数は全国でもトップクラスであった。

専門外来の実施については、平成28年2月から新たに月1回のリンパ浮腫外来を開始した。

(舟入市民病院)

小児救急医療の実施に当たっては、市立病院間の応援体制を整えるとともに、重篤で高度医療が必要な患者については、広島大学病院などの三次救急医療機関と搬送・受入れの連携を図るなど、医師会、広島大学等の協力を得て24時間365日体制で小児救急医療の提供を行った。

感染症医療の提供については、第二種感染症医療機関としての運営体制を維持するとともに、感染症医療に関する研修等に参加し、職員の専門性の向上を図った。

また、平成26年度の感染症病床の見直しにより生じたスペースは、病院全体の機能向上を図るため、リハビリ室等として再整備を行い、運用を開始した。

平成27年8月に健康管理センターを開設し、広島市民病院が行っていた人間ドックの健康診断業務を移管した。移管に当たっては、胃検査では胃カメラ、乳がん検査ではマンモグラフィを標準とし、健診内容を充実した。

(リハビリテーション病院・自立訓練施設)

脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者の社会復帰や社会参加を促進するため、高度で専門的な医療と自立のための訓練や相談など、生活の再構築のため一貫したリハビリテーションサービスを提供した。

また、リハビリテーション病院において、理学療法士及び作業療法士を増員し、365日切れ目なくリハビリテーション医療を提供する体制の充実を図った。

退院した患者の在宅療養へのスムーズな移行及び継続的な在宅療養の維持を支援するため、医療保険による訪問リハビリテーションを試行的に実施した。

自立訓練施設へのリハビリテーション病院退院者の利用の拡大を図るため、自立訓練施設利用促進対策委員会に、リハビリテーション病院・自立訓練施設連携強化推進対策ワーキンググループを設置し、施設利用者への外来リハビリテーションの提供について検討し、平成28年度からの実施に向けた準備を行った。

また、自立訓練施設では、生活支援員を増員して訓練内容の充実を図った。

イ 医療の質の向上

医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、研修の充実を図るとともに、認定看護師資格など必要とする資格取得の促進を図った。

また、安佐市民病院の「放射線治療計画用X線CT装置」の高性能なものへの更新や「ダヴィンチ」の導入など計画的な医療機器の整備・更新を行った。

良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するため、クリニカルパスの活用拡大に努めるとともに、診断技術や治療の多様化・複雑化に対応するため、チーム医療の推進に取り組んだ。

市民に信頼される安全な医療を提供するため、各病院ともリスクマネージャーを配置し、情報共有のための会議の開催などにより、機構として医療安全管理体制の確保に努めた。

ウ 患者の視点に立った医療の提供

病院情報の提供について、各病院のホームページの充実を図るとともに、患者等が病院を選択する上で必要な情報の提供等を行った。

医療支援センター、医療支援室の職員の増員を行い、疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など様々な相談に積極的に応じるとともに、リハビリテーション病院では、「身体障害者特定相談支援事業所」を開設し、相談機能の強化を図った。

また、病院給食及び患者満足度アンケートを実施し、改善が必要と判断されるものについて順次改善に取り組んだ。

エ 地域の医療機関等との連携

広島市民病院では、入院支援室の開設により、周術期患者を地域の歯科医に紹介し、連携を強化することによって、口腔機能の管理による合併症予防に努めた。また、病院ごとに地域の医療機関との連携強化を図り、患者紹介、逆紹介を促進し、地域の医療機関との適切な役割分担を進めた。

広島市民病院では、救急医療コントロール機能病院としての運営について、広島市健康福祉局保健部保健医療課と協議、調整するとともに、安佐市民病院では、区役所保健センターと精神障害者に係る事例検討会を開催した。

舟入市民病院とリハビリテーション病院では、広島市が開催した市政出前講座において、疾病の予防や再発防止に向けた意識啓発に努めた。

オ 市立病院間の連携の強化

機構内の市立病院が相互に連携し、医療機能を補完し合い、一つの病院群としての病院運営を推進するため、リハビリテーション病院では、広島市民病院及び安佐市民病院からの患者の受入れや広島市民病院からのMRI検査の受入れ、舟入市民病院では、広島市民病院から外科医の派遣や患者の受入れなどで連携を図った。

4病院で病院総合情報システムの運用を開始したことで、病院間の円滑な情報伝達、共有化が図られることになった。

カ 保健医療福祉行政への協力

豪雨等災害発生時に医療救護班を迅速に派遣できるよう、広島市民病院、安佐市民病院及び舟入市民病院の看護師に広島県看護協会の講習を受講させ、災害支援ナースの登録を行った。

安佐市民病院では、平成28年3月の八本松トンネル火災の際、DMATを派遣した。

リハビリテーション病院では、広島県地域リハビリテーション広域支援センターとして、広島県災害時公衆衛生チームに理学療法士等を派遣する避難所での災害リハビリテーション支援を行う体制を整備した。

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 業務運営体制の確立

平成27年度、理事会を7回開催し、方針決定や目標達成に向けた迅速な意思決定を行った。

病院経営に精通した人材を確保するため、病院勤務経験のある事務職員の採用や、広島市民病院と安佐市民病院に経営分析、経営改善などを専任で行う企画課を新設するなど、各病院の運営を支える病院事務室の機能強化を図った。

また、毎月、各病院長等が出席する経営会議において、主要な課題等について、協議、検討するとともに、理事長が毎月各病院を訪問し、病院の現状把握を行った。

看護総合アドバイザーの本部事務局配置を継続し、専門的な立場から各病院の看護部長等への助言・指導と業務改善に向けた協議を行った。

イ 人材の確保、育成

診療体制を強化するため、平成26年度に引き続き、医師、看護師をはじめとする医療スタッフの増員及び嘱託・臨時職員の正規職員への切替えを順次行い、人材の確保を図った。

看護補助者の業務に身体介助業務を加えるなどの見直しを行い、身体介助業務の訓練を開始し、看護師の負担軽減を図った。

職員採用については、新卒職員の採用に加え、看護師、臨床検査技師、薬剤師及び医療相談員について経験者の採用を行った。

医師確保の推進については、臨床研修医向け病院説明会でPRを行うとともに、指導医体制強化のため指導医資格未取得者を資格取得講習会に派遣し、取得者を中心に研修プログラムの充実を図った。

看護師確保の推進については、就職ガイダンスへの積極的な参加、理事長等による看護師養成機関への協力依頼や、採用内定者の辞退を抑制するため、懇談会を実施した。

ウ 弾力的な予算の執行、組織の見直し

業務の委託については、公平性、費用の縮減の視点から、可能なものについて複数年契約を基本とした。

病院に常駐し業務を履行している清掃業務、警備業務、設備等運転保守管理業務及び電話交換業務の4業務について、業務間の連携強化、効果的・効率的な維持管理を行い、病院施設のサービス向上を図るため、4業務を一括発注する建物総合管理方式を導入した。

建物総合管理業務及び患者給食業務については、従来の水準に加えて、業者のノウハウを取り入れ、業務の質の向上が図れる公募型プロポーザル方式を採用した。

価格交渉落札方式については、購入価格の低減が図られ一定の成果を上げたことから、対象とする医療機器の範囲を3千万円以上から2千万円以上に拡大した。

エ 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり

組織規模、業務分担に応じたポストの増設、勤務実態に応じた手当の創設など、職員の職責を明確化し、意欲的に働くことのできる人事・給与制度への見直しを行った。

また、医療スタッフの業務を補助する職員を配置し、その負担軽減を図るとともに、メンタルヘルス対策として、全職員を対象にストレスチェックを実施することとした。

オ 外部評価等の活用

監事監査規程に基づく4病院の实地監査及び書類監査、会計規程に基づく内部監査、会計監査人による会計監査を行った。

これらの監事監査、内部監査、会計監査の結果は、理事長が報告を受けた後、理事会へ説明、報告した。

(3) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 経営の安定化の推進

同一病院内で調達する複数の医療機器については、可能な限り同一規格に統一するとともに発注時期を合わせ、医薬品については、契約課と薬剤部が共同での価格交渉を行い、診療材料については、償還差益の大きい品目や廉価版への切替及び品目の共通化を図った。

毎月開催する経営会議において、各病院の経営指標の現状と課題及びその対応策を報告し、意見交換を行うことで、健全な病院運営を行うよう努めた。

(4) その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

ア 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

広島市と連携して安佐市民病院の建替え方針を決定し、荒下地区に整備する病院の基本計画の策定に着手した。基本計画の策定に当たっては、法人内に広島市立安佐市民病院建替え検討委員会を設置し検討体制を整備した。

また、現在の北館に整備する病院については、広島市、安佐医師会との会議を開催し、医療機能の検討を進めるとともに、広島市との共催による地元説明会を安佐北区内4地区(可部、安佐、白木、高陽)で開催し、北館の医療機能の検討状況を説明し、地域住民の理解を深めた。